

(介護予防) 訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団慶城会が開設する介護老人保健施設慶穰塾（以下「当施設」という。）において実施する（介護予防）訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 （介護予防）訪問リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

(1) 施設名	介護老人保健施設慶穰塾
(2) 開設年月日	平成元年 3月20日
(3) 所在地	宮崎県日向市大字塩見10947番地1
(4) 電話番号	0982-54-6541 FAX 0982-55-3209
(5) 管理者名	瀧井 努
(6) 介護保険指定番号	宮崎県指定（第4550680005号）

(従業者の職種・員数)

第5条 当施設の従業者の職種・員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1名	(施設と兼務)
(2) 医師	1名以上	()
(3) リハビリテーション専門職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうちいずれか）	2名以上	()

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理・指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的管理を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、（介護予防）訪問リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、適正な（介護予防）訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(お盆・年末年始を除く)
- (2) 営業日の午前9時から午後4時までを営業時間とする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 法定代理受領分については、介護報酬告示上の額に利用者の負担割合を乗じた額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 法定代理受領分以外については、介護報酬告示上の額の支払いを受ける。
- (3) その他の費用については、利用者との協議により決定し、支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

日向市・門川町

(事故発生時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当施設は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

付 則

この運営規程は、令和3年6月1日より施行する。